

えつねんしきん

令和8年度 越年資金のご案内について

1 概 要

当事業は義務教育終了前の交通遺児、または重度後遺障害を負われた方の義務教育終了前のお子様がいる、特に生計が苦しいご家庭を対象に、新年を迎えるにあたり、生活資金を必要とする場合に支給する制度です。

下記「支給要件」をご確認の上、すべてに該当する場合、**別紙**に記載の提出書類を期限までに当法人あてに郵送することでお申し込みいただけます。

お申し込み後は今年度の世帯・収入状況を審査した上で決定後に支給となり、支給の可否については、11月中旬に通知書を発送します。

※ 当法人からのご案内が今後不要の場合は、お手数ですがメールまたは電話でお知らせください。

2 支給要件（※下記(1)～(4)の要件すべてに該当する方が対象）

- (1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡、または、重度の後遺障害(※1)が残った者の家庭。
- (2) 義務教育終了前のお子様がいる家庭。
- (3) 住民税又は所得税が非課税の世帯。または非課税相当世帯であること(※2)
- (4) 現在、生活保護を受けていないこと。

(※1) 重度の後遺障害は自賠責法施行令「別表第1」または「別表第2の第1級～第3級」の方が対象。

(※2) 非課税相当世帯：課税額が **別表** に記載の計算式で算出した額の範囲内であること。

3 支給金額

30,000 円（義務教育終了前のお子様1人につき）

4 申し込み期限

令和8年11月10日(火) 必着 [期限厳守]

※申込は10月から受付開始いたします

5 支給期日

令和8年12月10日(木) 予定

6 提出書類

※ **別紙** の用紙に記載の書類をご提出ください

7 提出郵送先・お問い合わせ先

▼ 提出先（提出書類一式を下記宛先まで郵送してください）

〒102-0083

千代田区麹町4-5海事センタービル7階

（公財）交通遺児等育成基金 支援給付事業係 行

▼ お問い合わせはこちら

（公財）交通遺児等育成基金 支援給付事業係

E-mail : sien@kotsuiji.or.jp（右記QRコード）

TEL : 0120-16-3611（フリーダイヤル）

FAX : 03-3237-8931



▲ メールでの
お問い合わせはこちら

■ 注意事項（必ずご一読ください）

- ※ 本年度の世帯・収入状況を審査するため、過去にお申込みされた方も 別紙 の必要書類はすべてご提出ください。
- ※ 住民票は「世帯全員分」と、すべての「続柄」が記載（マイナンバーは省略）されたものをご提出ください。※お子様と別居中の場合もそれぞれの住民票を発行してください。
- ※ 申込用紙に添付する提出書類を紛失、またはお手元がない場合は、各発行機関にて再発行の上、ご提出ください。
- ※ 単年度ごとの事業のため、過去にさかのぼっての支給はできません。
- ※ 同案内が重複して届いた場合は、いずれか1通の申込用紙を使用の上、必要書類と併せて当基金までご提出ください。
- ※ 提出後に書類不足・不備等が発生した場合はお電話またはメールでご連絡します。当法人業務時間内に連絡がつく連絡先をご記載ください。
- ※ ご提出いただいた書類一式は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 当事業の申し込みは期限厳守です。事前に「支援給付事業係」へご連絡がない場合、期限後の提出は一切受付できません。
- ※ 入学支度金、進学等支援金の申し込みについては、該当のご家庭へ別途年明けまでに郵送でご案内予定です。

別 表

課税がある場合の非課税相当条件について

(※課税があるご家庭は必ずご確認ください)

課税額が以下に記載している計算式で算出した額の範囲内（算出額＞課税額）であれば非課税の扱いとします。

(1) 「源泉徴収票」で確認する場合

条 件 下記の計算式の算出額が、令和7年分源泉徴収票の「源泉徴収税額」より多い場合、非課税相当とする。
(算出額＞課税額)

計算式 $95,000 \text{ 円} \times A$

A = お子様の数（16歳未満の子のみ）

例 義務教育終了前のお子様 2名の場合
 $95,000 \times 2 = 190,000 > \text{課税額}$ となる場合、
非課税扱いとなります。

(2) 「課税証明書」で確認する場合

条 件 下記の計算式の算出額が、令和8年度分（令和7年分所得）課税証明書の「年税額」より多い場合、非課税相当とする。
(算出額＞課税額)

計算式 $34,400 \text{ 円} \times A$

A = お子様の数（16歳未満の子のみ）

例 義務教育終了前のお子様 2名の場合
 $34,400 \times 2 = 68,800 > \text{課税額}$ となる場合、
非課税扱いとなります。

▼ 郵送あて先（提出する際、以下切り取ってご利用ください）

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

（公財）交通遺児等育成基金 支援給付事業係 宛